

第五次長野県環境基本計画

2023年（令和5年）3月
長野県

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

【推進標語】「生き物と 豊かな自然 未来へと」



【施策の方向性】

- 希少な野生動植物や固有性の高い種の保護とともに、多様な生物が生息・生育する環境づくりに取り組みます。
- 多様な主体の連携による自然環境の保全・再生活動を推進します。
- 農地や草原、森林の適切な管理や野生鳥獣被害の防止とともに、生物多様性の保全に配慮した農林業を推進します。
- 生態系や自然の恵みを活かして多様な社会課題の解決につなげる取組を推進します。
- 生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることを認識できるよう、学びとつながりの場を提供します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備 考
生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (2021年度)	34件 (2027年度)	生物多様性保全パートナーシップ協定の累積締結件数 [現状の協定数の倍増を目標に設定]
自然公園利用者数	2,304万人 (2021年)	3,820万人 (2027年)	県内の自然公園(国立・国定・県立)の年間利用者数 [現状の前5年間の年間利用者数の最大値を上回ることを目標に設定]
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積(認定面積)	49,343ha (2021年度)	50,200ha (2027年度)	多面的機能支払事業及び中山間地農業直接支払事業における活動面積 [整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定]

(1) 生物多様性の保全

[環境部、林務部]

ア 多様な動植物の保全対策

- ・豊かな自然を守るための関心や理解を深める基礎的な指標とするため、「長野県版レッドリスト」について、生息状況や環境の変化を踏まえ、適期に調査を実施して改訂します。
- ・生物多様性の状況について、環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関等とも連携し、標本・文献等の収集・保存を行うとともに、科学的な調査・分析データを活用しながら動植物の保全対策を推進します。
- ・県内外の企業等から技術・人材・資金の支援を受けて協働する「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、多様な主体との連携による生物多様性の保全を推進します。
- ・県内で活躍する団体・NPO、自然観察インストラクター*、希少野生動植物保護監視員*や自然保護レンジャー*等と連携し、身近な生物の生息状況や生息環境について情報収

集を行うとともに、危機が及ぶ恐れがある場合には、早急な対策に取り組みます。

- ・生物多様性の重要性や価値を県民や事業者が理解を深められるよう、総合的な情報を広く発信する体制を整備し、保全意識を醸成するための普及啓発に取り組みます。
- ・国、市町村、NPO、地域住民、企業、専門家など様々な関係者が連携して生物多様性の保全に取り組むため、「信州生物多様性ネット きずな^{*}」と協働して交流の場をつくるとともに、必要な情報提供・助言を行います。
- ・「長野県希少野生動植物保護条例」に基づき、種の指定や保護回復事業計画を策定するとともに、計画策定後の評価・検証により、希少野生動植物の保護に取り組みます。

イ 外来種対策の推進

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」（外来生物法）の改正^{*}を踏まえ、国や市町村と連携し、地域の主体的かつ継続的な駆除活動を支援するとともに、外来種の生態や駆除技術等の知識の普及に取り組みます。
- ・人の健康、生態系、農林水産業に与える影響の大きい外来種を中心に現状を把握し、駆除方針の策定や効率的な防除等の対策を推進します。
- ・他の県とまたがる高山帯や、県境を越えて移動する外来種対策にあたっては、国・他県との連携のもと効率的な施策を推進します。
- ・工事の緑化の際に、特に環境への配慮を必要とする場所においては、植物の種子を含まない無種子タイプの資材を用いることにより、周辺に自生する植物の自然侵入と定着を促し外来植物による影響を軽減します。

【コラム】ライチョウ目撃情報投稿アプリ「ライポス」

ライチョウは本県の自然豊かな山岳環境の象徴であり、登山者にも人気の鳥です。しかし、2015年（平成27年）の長野県版レッドリストの改訂では、絶滅危険度のランクが上昇しました（絶滅危惧Ⅱ類→ⅠB類）。更に、地球温暖化の影響により、今世紀末には生息環境がほぼ消滅する可能性があるなど、絶滅の危険性が高まっています。

効果的なライチョウ保護対策を講じるためには、ライチョウの生息状況を正確に把握する必要があります。

生息状況を把握する際は、専門家等による調査だけでなく目撃情報も重要なデータとなることから、県では、登山者をはじめ様々な方から目撃情報を収集できるよう、スマートフォンで手軽に目撃情報を投稿できるアプリ「ライポス」を開発し、運用しています。

投稿された目撃情報は、今後のライチョウ保護対策を検討する上で、重要な基礎データとして活用します。



(2) 自然環境（生態系）の保全

〔企画振興部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部〕

ア 自然が有する多面的な機能の向上と活用

- ・2022年（令和4年）12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）における「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」で採択された「30by30」の目標に向け、保全地域の把握・掘り起こしや、御嶽山の国定化による公園管理の質の向上等に取り組めます。
- ・保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM[※]）の拡大に向け、県ホームページや生物多様性関連イベント等における周知啓発を通じて、自然共生サイト[※]の認定申請を推進します。
- ・本県の豊かな観光資源でもある草原の環境の維持、再生活動を促進します。（☆）
- ・地域住民自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を推進します。
- ・企業によるCSR活動としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の二地域居住など、多様な主体が様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくり・人づくりを推進します。（☆）
- ・森林セラピー[®]や森林環境教育などの森林の多様な利活用を推進するための人材育成や、NPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援します。（☆）
- ・農山村において、棚田やため池などの地域固有の景観の成り立ちを踏まえ、それらを継承した整備や維持管理により景観を保全します。
- ・棚田や農業用水路等が有する美しい景観などの魅力を発信するとともに、棚田の保全活動を支援し地域の活性化を進めます。（☆）
- ・国土利用計画等の策定にあたっては、生物多様性の保全に配慮する方針を反映します。
- ・都市計画にあたっては、都市計画区域マスタープランに「自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針」として、生物多様性の保全に配慮する方針を示します。
- ・道路や河川・砂防施設の建設にあたっては、環境に配慮した整備を推進します。
- ・河川の整備などにおいて、親水性に配慮した護岸工法等を採用するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮した整備を行うとともに、より親しみやすい水辺整備を推進します。
- ・整備の遅れが顕著な集落周辺の里山において森林整備と治山施設整備を一体的に実施し、山地災害防止機能を高めるなど災害に強い森林づくりに取り組めます。（☆）

【コラム】ワンヘルス（One Health）

全世界に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症のほか、狂犬病やエボラ出血熱などの人と動物の双方に感染する「人獣共通感染症」は、人口増加、森林開発や農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等がもたらす人と動物との関係性の変化により、元来、野生動物が持っていた病原体が、様々なプロセスを経て人にも感染するようになったと考えられています。人獣共通感染症が人から人に感染した場合、多くの人々が免疫を持たないため、大規模な世界的流行（パンデミック）となり人類に甚大な危害を及ぼしてきました。

「ワンヘルス（One Health）」とは、「人と動物の健康と、環境の健全性は一つである」という考えです。人と動物（家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わない全ての動物）の健康と、環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり強く影響し合う一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守ることが、新たな人獣共通感染症の予防につながると考えられています。

イ 持続可能な農林業の推進

○農業・農村の振興

- ・産地が取り組む環境にやさしい農業への転換に向けた実証・普及、市町村が主体となり行う有機農業産地づくりに係る取組支援等により、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の取組を促進します。
- ・安全安心で持続的な農業につながるGAP（農業生産工程管理）の考え方に基づく農家指導等による安全安心な農産物生産や、マーケットニーズに応じた国際水準GAPの認証取得を推進します。
- ・地域で古くから伝承されてきた野菜の品種特性や食文化を調査し、「信州の伝統野菜」として選定し、周知と保存、伝承を図ります。
- ・農地や農業用水路等の地域資源や農村環境を保全し、着実に次代に継承するため、地域ぐるみの共同活動として行う保全管理活動を支援します。
- ・中山間地域で積極的に農業生産活動を行う農業者などの活動を支援するとともに、農業生産基盤や生活環境基盤の整備を推進します。
- ・農業用水路やため池などの整備に当たっては、「長野県農業農村整備環境対策指針」等に基づき、自然石や木材等の活用により、農村景観や生態系の保全などの周辺環境との調和に配慮します。
- ・水路や耕作放棄地を含む農地の整備にあたり、市町村、農業者及び地域住民と協議し保全体制が整った場合は、ビオトープとしての整備を行います。
- ・地域の協議により、農地については、可能な限り農業上の利用が行われることを基本としつつ、農業上の利用が困難である農地については、保全管理や林地としての適正な利用を進めます。

○林業の振興

- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。
- ・森林の多面的な機能を維持し、将来にわたる森林整備が継続できるよう林業に対する労働力の確保を進めるとともに、総合的な視野で地域の森林づくりや林業を牽引する人材を育成します。(☆)
- ・集落周辺の里山林では、零細な森林所有者が多いため、地元自治会等の協力を得ながら施業の集約化を行い、地域のニーズや森林の現況に応じた森林整備を推進します。
- ・災害に強い路網整備を推進するとともに、林道のデジタル情報収集調査を進めます。
- ・県内の豊かな森林資源を活かし、木造住宅や公共建築物、土木用材等への県産材利用を進め、家具・木質バイオマス等の様々な用途への利活用を図ります。また、品質や性能の高い県産材製品を安定的に供給するための生産及び加工流通体制の整備等を促進します。(☆)

○野生鳥獣による被害抑制

- ・野生鳥獣の生息数の増加や生息地域の拡大に伴う農林業への被害や自然環境への影響を軽減するため、実態調査に加え、鳥獣の生息域と集落とを区分する緩衝帯の整備、防護柵の設置や忌避剤^{*}の塗布など地域の実情に応じた被害防除対策に取り組みます。
- ・地域の農林業や自然環境に大きな脅威となっているニホンジカなどの野生鳥獣について、広域的な捕獲を推進し、適正な個体数の管理を図ります。
- ・減少している狩猟者の育成・確保を図るため、市町村や猟友会等と協力して、新規狩猟者確保のための取組を支援します。

- ・捕獲された野生鳥獣の有効活用を図るため、食肉処理施設の充実にに向けた支援等を行うとともに、関係部局連携の下、安全でおいしい信州ジビエ[※]の供給体制の確保と需要の創出を図ります。

(3) 自然とのふれあいの推進

[県民文化部、健康福祉部、環境部、観光部、林務部、建設部、教育委員会]

ア 自然公園・自然環境保全地域[※]等の適切な管理

- ・御嶽山の国立公園化や、各県立自然公園における地域会議等による協働型管理運営を進めるとともに、自然環境の保全が必要な地域として指定されている「自然環境保全地域」や「郷土環境保全地域[※]」について、地域に応じた保全活動を推進します。
- ・自然環境の保全のため、自然保護レンジャーによる動植物保護、施設の適正利用等の啓発や美化活動に取り組みます。

イ 自然公園の整備と利用促進

○登山道・トイレ・道標等の整備

- ・美しい豊かな自然環境や風致景観を保全するとともに、保全とのバランスを考慮した適正かつ質の高い利用環境の整備を進めます。
- ・「山岳の環境保全及び適正利用の方針[※]」に基づき、山域ごとの行政・山小屋関係者等による連絡調整会議において取組や課題等を共有して、地域の実情に応じ整備が必要な箇所を中心に登山道の整備を進めます。
- ・山岳環境の保全のため、環境配慮型トイレの普及を進めます。
- ・自然公園の利用増進のため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、高齢者等でも利用しやすい登山道の整備、国際化に対応するための多言語表記の道標の整備を進めます。
(☆)
- ・民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税等を活用し、登山道の整備等を推進するとともに、豊かな自然環境の保全に取り組みます。

○自然公園施設の機能強化

- ・自然公園施設（自然保護センター及びビジターセンター）については、従来からの自然環境の保護と情報発信の機能に加え、指定管理制度の導入等により、効率的な運営を図るとともに、民間のノウハウを活用し魅力ある体験プログラム提供等を促進します。
- ・自然や文化を学び体験することにより、その価値や大切さが理解され保全につながっていくことを目指すエコツーリズム[※]を推進します。(☆)

ウ 自然体験活動の推進

- ・里山、河川、都市公園など身近にある自然を利用した学習会や自然観察会等を開催し、自然の役割や魅力、そこに生息する生物への理解を深め、自然を大切にする意識を育てます。
- ・本県の自然環境の価値や魅力を森林における体験活動等により実践的に伝えられる団体や地域を増やし、全国に長野県を舞台とした自然活動を広げます。
- ・豊かな自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う県内の保育・幼児教育施設等を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度」の運用により、幼児期の子どもの豊かな育ちを推進します。(☆)
- ・森林セラピー[®]や森林環境教育などの森林の多様な利活用を推進するための人材育成や、NPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援します。
(☆)

- ・里山や河川敷など地域の身近な自然を活かしたウォーキング・コースや健康イベントの紹介等を通じ、地域での体を動かす取組、健康づくりの取組を支援します。(☆)
- ・本県の雄大な自然を活用し、少年自然の家において、様々な年齢の小中学生が野生動植物の特徴等についての体験を通じた学びや交流を行う自然体験キャンプを実施することで、子どもたちの自主性や社会性のほか、様々な課題を友と協力しながら乗り越える力を育みます。(☆)
- ・県内の豊かな自然環境を活かした「登山」や「スキー」等のアウトドア観光の推進とともに、登山などを安全に楽しめるよう、遭難の未然防止を含めた安全登山等の取組を進めます。(☆)